

# シングルマザーの貧困と労働

—必要な支援と社会の在るべき姿—

薄井彩夏

# 目次

はじめに

1. シングルマザーを取り巻く環境
  - 1.1 シングルマザーの現状
  - 1.2 シングルマザーの子どもたちの現状
  - 1.3 シングルマザーへの社会的偏見
  
2. シングルマザーの貧困と労働
  - 2.1 シングルマザーと労働
  - 2.2 男性稼ぎ主モデルと性別役割分業
  - 2.3 シングルマザーと性産業
  
3. シングルマザー支援の取り組み
  - 3.1 シングルマザーを取り巻く課題
  - 3.2 行政による取り組みの現状と効果
    - 3.2.1 経済的支援
    - 3.2.2 子育て支援
    - 3.2.3 就労支援
    - 3.2.4 女性活躍推進法
  - 3.3 民間での取り組みと効果
    - 3.3.1 しんぐるまざあず・ふぉーらむ
    - 3.3.2 フローレンス
  - 3.4 デンマークでの取り組みと効果
  
4. シングルマザー支援と今後の社会の在るべき姿
  - 4.1 シングルマザー支援の在るべき姿
    - 4.1.1 経済的支援
    - 4.1.2 子育て支援
    - 4.1.3 就労支援
    - 4.1.4 包摂型支援
  - 4.2 今後の社会の在るべき姿—家族の形を再考する—

おわりに

参考・引用文献

## はじめに

高校生の頃、NHKの女性の貧困についてのドキュメンタリー番組を視聴し、多くの女性たちが働いているのにも関わらず貧困から抜け出せないワーキングプアな状態にあることに、同じ女性として衝撃を受けた。それがきっかけで女性の貧困問題について興味を持つようになった。その後、大学に入学し、女性の貧困問題についての講義や様々な文献に触れる中で、この問題の大きな原因の一つは、多くの女性の雇用形態が非正規雇用であり、女性が労働市場において弱者であることだとわかった。非正規雇用という低賃金で不安定な雇用形態であるためワーキングプアな状況に陥ってしまうのである。また、貧困問題に悩まされる女性の中でもシングルマザーは家事も育児も仕事も行わなければならないため、様々な生きづらさを抱えており、最も深刻な問題であると感じた。そのため、本論文では女性の貧困の中でも、多くの生きづらさを抱えていると考えられるシングルマザーの貧困、および労働問題の二つに焦点を当て考えていきたい。

本論文の目的は三つある。一つ目は労働市場において女性が弱者であるのはなぜか、その理由について考察すること。二つ目はシングルマザーが必要としている支援の在り方について検討し、必要な制度や政策を提示すること。三つ目はシングルマザーを含め、より多くの人々の生きづらさをなくすために今後社会はどう変わっていくべきか、社会の在り方について考察することである。

第1章ではシングルマザーおよびシングルマザーの子どもの現状について確認した後、シングルマザーの社会的偏見についても考察し、シングルマザーを取り巻く環境について見ていく。第2章では労働に焦点を当て、シングルマザーおよび女性がなぜ労働市場において弱者となり、貧困に陥ってしまうのかについて考える。第3章では第1章と第2章を踏まえ、シングルマザーを取り巻く課題とは何かまとめた後、現状行われているシングルマザーの支援策の現状や効果を行政、民間、諸外国の三つの視点から考察する。最後に第4章では、これまでの論を踏まえ、シングルマザー支援の在るべき姿、および全ての人が生きやすい社会とはどんな社会なのか、家族の形について再考していく。

なお、本論文の執筆にあたって、シングルマザーとその子どもの現状や日本の労働市場の問題点、現在行われている支援策などについては、参考文献やインターネット上の情報を利用する。

## 1. シングルマザーを取り巻く環境

### 1.1 シングルマザーの現状

現在、日本にはシングルマザーの家庭、いわゆる母子世帯はどのくらい存在するのだろうか。厚生労働省によると母子世帯とは「父のいない児童（満20歳未満の子どもであっても、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」（厚生労働省2017b:1）を意味

する。そして、平成 28 年度(2016 年)現在、日本には約 123.2 万世帯(厚生労働省 2017c:1)の母子世帯が存在すると推定されている(母子以外の同居者がいる世帯も含む)。子どものいる世帯数は 1166.6 万世帯(厚生労働省 2018:7)であるため、子どものいる全世帯のうちの約 10%が母子世帯ということになる。10 世帯に 1 世帯は母子世帯なのだ。母子世帯の総数は、昭和 58 年度(1983 年)は 71.8 万世帯<sup>1</sup>であったため、およそ 30 年の間に 50 万世帯も増加したのである。ここから、シングルマザーおよび母子世帯は今やマイノリティではなく、身近な存在になりつつあることがよくわかる。

では続いて、シングルマザーの生活について見ていく。シングルマザーはどのような暮らしをしているのだろうか。母子世帯の就業状況を見てみると、2016 年調査では 81.8% (厚生労働省 2017c:1)と多くのシングルマザーが働きながら子育てをしていることがわかる。2011 年の OECD 対象の調査と比べてもアメリカ 66.4%、イギリス 52.7%、フランス 68.8%、イタリア 71.6% (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 2018:5)と、日本のシングルマザーの就労率は世界的に見ても高い。ここから、日本のシングルマザーの多くは職に就いているため、日本の母子世帯はある程度安定した暮らしをしているのではないかと感じる人もいるだろう。しかし、実際はそうではない。世界におけるひとり親世帯の「相対的貧困率」を見ると、日本のひとり親家庭の貧困が際立つ。「相対的貧困率」とは、世帯所得をもとに国民一人ひとりの所得を計算して順番に並べ、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合<sup>2</sup>を指す。2014 年の日本のひとり親世帯の相対的貧困率は 50.8%。OECD 平均の 31%<sup>3</sup>と比べてみても非常に高い数値である。ここから日本のシングルマザーは働いているのに貧困に陥っている、いわゆるワーキングプアな状況にあると言える。

では、なぜ日本のシングルマザーはワーキングプアな状況に陥ってしまうのか。その大きな原因として、低収入であることが挙げられる。母子世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の年収)は 348 万円(厚生労働省 2017c:1)。児童のいる世帯の平均年間収入は 739.8 万円(厚生労働省 2018:9)であるため、シングルマザーは児童のいる家庭と比べ、半分以下の収入で子どもたちを育てていることになる。そのため、困難な生活を余儀なくされている母子世帯も多い。平成 28 年度の調査によると、生活が大変苦しいと感じる母子世帯は 45.1%。やや苦しいと感じる母子世帯も合わせると 82.7%となっている。児童のいる世帯全体のうち生活が大変苦しい、やや苦しいと答えた割合を足すと 62.0% (厚生労働省 2017a:17)であることと比較しても極めて高いと言えるだろう。以上のことから、日本のシングルマザーは就業率が非常に高いのにも関わらず、就労収入が少ないために貧困に陥り、苦しい生活を余儀なくされていることがわかる。

だがここでシングルマザーは子どもを育てなくてはならないから、自ずと就労時間が短くなり、低収入なのではないかという疑問を抱く人もいるかもしれない。では、シングルマザーは一日の中でどのくらいの時間を労働に費やしているのだろうか。田宮・四方

<sup>1</sup> 男女共同参画局『母子世帯数及び父子世帯数の推移』

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h28/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-04-06.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h28/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-04-06.html) (2019. 12. 10)

<sup>2</sup> しんぐるまざあず・ふぉーらむ『シングルマザーの現状』

<https://www.single-mama.com/status/> (2019. 12. 10)

<sup>3</sup> 同上

(2007:221) の調査によると、日本のシングルマザーの労働時間はヨーロッパ 10 カ国、及びアメリカと比較すると最も長い 315 分だった。一方で、育児時間は最も短い 23 分だったという。水無田 (2014:152) は、これらの現状を踏まえ、日本のシングルマザーの状況を「時間的貧困」と呼び、「就労率が高く、労働時間が長く、貧困率が高い」ことから、育児を含め、シングルマザーが自由に使える時間が乏しい傾向にあると述べている。

日本のシングルマザーは育児の時間を削ってまでも働いている。そうしなければ「自分」も「子ども」も生きていけないのだ。日本のシングルマザーの生活は非常に困難な状態にあることが理解できる。

## 1.2 シングルマザーの子どもたちの現状

前節で述べたように日本のシングルマザーは就労率が高く、労働時間が長く、貧困率が高い。所謂、「時間的貧困」の状態にある。そんなシングルマザーの状況が子どもたちにもどのような影響を及ぼしているのだろうか。本節では、シングルマザーの子どもたちの現状について考えていく。

まずは、シングルマザーの子どもたちの生活面に関して考える。前節で述べたように日本のシングルマザーの就労時間は諸外国と比べて最も長く、一方で育児の時間は最も短かった。このことからわかるように、シングルマザーの子どもたちは一人での時間が非常に長い。平日、子どもと共に過ごす時間に関する調査を見ても、6 時間以上と答えたふたり親世帯は 40.3% であるのに対し、母子世帯は 17.9% と時間の格差が大きいことがわかる。また、子どもと一緒に夕食をとる回数についても、ほぼ毎日と答えたふたり親世帯が 80.3% であるのに対し、母子世帯は 62.5% と、母子世帯の子どもの孤食化が進んでおり、保護者と子どもが共に過ごす時間が不足している。(労働政策研究・研修機構 2012:7-8)

さらに、一緒に過ごす時間が少ない、また保護者による育児の時間が少ないからか、生活習慣が身につけていない子もいるようだ。歯みがきの習慣についてたずねたアンケート調査(内閣府 2012:18)では「1 日 2 回以上歯みがきをする」はふたり親世帯(実父と実母)では約 7 割となっているが、ひとり親世帯では 5 割半ばとなっている。また、ひとり親世帯では「時々歯みがきをする程度」が約 1 割に達してしまっている。1 日に 1 回も歯みがきをしない子どもが 10 人に 1 人存在するのだ。もちろん全てのひとり親の子どもの生活習慣が身につけていないとは言えない。しかし、赤石はこの状況に対し、「虫歯予防や健康の面でも問題だが、さらに清潔や匂いを気にする風潮は時代とともに強くなっている。生活習慣の違う子どもたちが排除される原因にもなることが危惧される」と述べている。(赤石 2014:73) 実際に子どものいじめ問題で悩んでいる世帯の割合はふたり親世帯で 4.9%、ひとり親世帯で 7.2% となっている。(労働政策研究・研修機構 2017:17) ここからもひとり親世帯の子どもは排除の対象になることが多いことがわかる。

続いて、シングルマザーの子どもたちの学業面について見ていく。全国の子どもの対象とした平成 29 年度の全国学力・学習状況調査(文部科学省国立教育政策研究所 2017:74)では小学生の約 47%、中学生の約 61% が学習塾に通っており、今の子どもたちにとって、塾は当たり前に通うものになりつつある。しかし、子どもの習い事や塾についてひと

り親世帯の52.1%、つまりひとり親の半分以上が子どもを塾や習い事に通わせることができていないと答えている。(労働政策研究・研修機構2017:15) また、所得の多い世帯ほど、子どもの習い事・塾代にかかる費用は高くなる傾向にあり、第1子に月額2万円超の高額な習い事・塾代をかけている世帯の割合は貧困層で2.3%、中低収入者で7.5%、中高収入層以上で18.4%(労働政策研究・研修機構2017:15)となっている。ここから、ひとり親世帯の子どもが塾に通えないのは、前節でも取り上げたように、ひとり親世帯の平均所得が348万であり、他の児童のいる家庭に比べて貧困であることが大きな理由であるといえる。経済的な理由から、ひとり親世帯の子どもは他の子どもには当たり前にも与えられる機会さえも与えられず、様々なことを諦めざるをえない状況がうかがえる。

さらに、この「シングルマザーの子どもたちが塾に通うことができない」という現状を踏まえ、興味深いデータがある。都内在住の約4万人の子どもとその保護者を対象とした子ども・若者貧困研究センター(首都大学東京2018:37)の調査において、小学校5年生の授業が「わかる」子どものうち、「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と回答したのは9.1%であるのに対し、授業が「わからない」子どもでは30.2%が「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と回答している。この調査からもわかるように、子どもの授業の理解度と学校への通学意欲には大きな関連があると考えられる。そして、「経済的な理由で塾に通えない」「親は働いているので、宿題を見てもらう時間がない」等が原因でシングルマザーの子どもが、「授業がわからない子ども」になる確率は、ふたり親世帯よりも高いと推測できる。実際に、ひとり親世帯とふたり親世帯の不登校率を比較すると、小学校以上の子どもを持つ世帯のうち、いずれかの子どもが不登校の経験を持っている世帯の割合は、ふたり親世帯3.7%、ひとり親世帯11.3%であり、ひとり親世帯の子どもたちの不登校問題は非常に深刻であるといえる。また、収入階級別でみると貧困層で13.2%であるのに対し、中低収入層で4.5%、中高収入層以上で3.7%(労働政策研究・研修機構2017:18)と、貧困層の家庭は不登校になりやすい現状がうかがえる。ひとり親家庭の子どもは経済的に困難であるため、他の子どもには当たり前のように塾に通うことができず、学校の授業についていけなくなり、通学意欲が下がってしまうのだ。このことは、ひとり親家庭の子どもが不登校になりやすい一因であるといえる。さらに、先ほど述べたようにいじめを経験することが多く、排除の対象になりやすい事も不登校に関連しているだろう。

また、シングルマザーの子どもは大学進学率も低い。高等学校卒業後、大学もしくは専修大学等に進学すると答えた子どもを持つ全世帯の数値が72.9%であるのに対し、ひとり親世帯は58.5%(内閣府2018:1)と極端に低い。赤石はこの状況に対し、「ひとり親家庭の子どもたちは、『どこに進学したいか』よりも『どこなら大学に行けるか』から進路を考え始める」(赤石2014:89)傾向があると述べる。家庭が貧困状態であることから、自分が行きたいという気持ちより、費用の面を気にしてしまうのである。このように、シングルマザーの子どもたちは生活面においても学業の面においても、数多くの我慢を強いられ、様々なことを諦めなければならない状態であることが理解できる。

### 1.3 シングルマザーへの社会的偏見

本節では、1節および2節でのシングルマザーの状況やシングルマザーの子どもたちの現状を踏まえ、現在の日本のシングルマザーに対する世間のイメージにはどのようなものがあるか考えていく。

シングルマザーと聞くと何を思い浮かべるだろうか。貧しい、子どもがかわいそう等、多く人はマイナスの言葉ばかり思い出すだろう。自身もシングルマザーであり、フリーライターである吉田可奈は、“シングルマザー＝虐待” “シングルマザー＝餓死” “シングルマザー＝場末の Snackbar で子どもを家において夜に働くママ” が現在のシングルマザーのパブリックイメージであると感じたと述べる。(吉田 2015 : 9-11) また、子どもを学校に通わせていて困ったことをシングルマザーに尋ねた際、母子家庭に偏見を持たれることが 10%と、10人に1人のシングルマザーが周りからの偏見があると感じている。(赤石 2014 : 76)

では、なぜこんなにもシングルマザーは偏見にさらされてしまうのであろうか。水無田(2015:5)はその理由として「働くのに遜色のない程度に若く、そして疾病や傷害をもたない者が、『経済支援』を要請するとき、世間の目は厳しい。また、シングルマザーになった理由は8割が夫との離別であり、それゆえ『自己責任』とみなされがちである」からだと述べる。つまり、水無田によると、シングルマザーへの偏見は大きく分けて①若く健康で働けるのに支援を求めている事。②離婚をして貧困になったのは自己責任である事。という二つの理由から、生まれていることがわかる。しかし、①については第1章1節でも見たように、自分と子どものためにシングルマザーは毎日身を粉にして長時間働いている。それでも、様々な要因から貧困に陥ってしまうために支援を求める人がいるのだ。それにも関わらず、その現状が世間に正しく伝わっていないために、元気で働けるのに支援を求めるなんて甘えていると捉えられ、厳しい目で見られてしまっている。②については、母子世帯になった理由の多くが離別であるために、経済的に困窮するとわかっていたのにも関わらず、自分の意思で「離別」したと考えられ、「シングルマザーになって貧困なのは自己責任」と思われてしまっているのだ。実際に平成28年の調査によると、死別が8.0%、離婚が79.5% (厚生労働省 2017a:2) であり、シングルマザーになった理由は離別がほとんどであることがわかる。だが、多くのシングルマザーは本当に自己責任であると周りから言われてしまうような安易な理由で離婚したと言えるのだろうか。平成25年度の婚姻関係事件における申し立ての動機別割合の調査<sup>4</sup>によると、夫から妻への申し立ては、1位が「性格が合わない」63.5%、2位が「異性関係」15.5%と、男性の離婚原因の中で性格の不一致が最も大きな理由であることがわかる。一方で女性の離婚の理由は、1位は男性と同じく「性格が合わない」44.4%であるが、2位は「生活費を渡さない」27.5%、3位は「精神的に虐待する」24.9%、4位「暴力を振るう」24.7%と、生活費がない、虐待、暴力など命の危険を感じるような項目が並ぶ。ここから、水無田はシングル

<sup>4</sup> 男女共同参画局『平成27年度版 男女共同参画白書』

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-04-04.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-04-04.html) (2019.12.10)

マザーの離婚理由について、「母子の精神、健康、ときには生命すら脅かされての止むを得ない選択が少なくない」と述べ、(水無田 2015 : 5) 「気持ちの問題で離婚を決意し得る男性に比べ、身体的・経済的に『実害』を蒙らないとなかなか離婚には踏み切れない女性の立場が浮き彫りになっている」(水無田 2015 : 73) とする。少なくとも多くのシングルマザーはわがままで離婚したわけではなく、一概に自己責任だと言えないことが理解できるだろう。ここから、①若く健康で働けるのに援助を求めている事。②離婚をして貧困になったのは自己責任である事。の二つは多くのシングルマザーの実情とは懸け離れた大きな勘違いであったことが理解できる。この大きな勘違いがシングルマザーへの偏見を生み出し、支援を求めづらくすることにつながり、シングルマザーをますます貧困状態にさせてしまうのである。

さらに、偏見の目で見られるのは、シングルマザーだけではない。シングルマザーの子どももまた同じように偏見を受けている。赤石によると、シングルマザーの子どもの中には、離婚しているという事実に対して、それが原因でいじめられたり、バカにされたりしたことがあると話す子どももいる。親が離婚したというだけで、普通から逸脱した存在とみなされ、いじめの対象になってしまうのだ。(赤石 2014 : 79-80) また、「よくあるのが、母子家庭であることに対して『大変だね』とか、その話題に触れたことについて、『ごめん…』といった気まずい反応」(神原文子ほか編 2012:130) だと、シングルマザーの家庭の子どもは話す。「母子家庭であることそのものが、子どもにとって傷になるわけではなくて、母子家庭を見る世間の目、社会がどういうふうに見ているかということが、子どもにとっては傷つくことにつながっていくのではないか。」と、しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西の大森(2012:97)は述べる。

一般的に日本社会では、「子どもを産むこと」は「安定した家庭を築くこと」と同一視されており、一方、安定した家族に所属する子ども以外は、みな一様に「かわいそう」という言説に収斂されてしまう。(水無田 2015 : 5) そして、ここでいう安定した家族は父と母の両方がいるふたり親家庭なのである。(水無田 2015 : 28) 言ってしまえば日本はふたり親家庭が標準であり、ふたり親家庭であってこそ安定した生活を送ることができるシステムの上で成り立っている。(詳しくは第2章2節で後述する。) そのために、ふたり親家庭という標準から逸脱した母子家庭は排除の対象となり、世間からもそして支援からもこぼれ落ちていく存在になっているのである。母子家庭はマイノリティな存在ではなくなりつつあるのにも関わらず、いつまでも例外的な存在として扱われ続けてしまうのだ。つまり、人々の誤解や勘違い、そして社会のふたり親家庭を標準とする考え方によって、シングルマザーおよびシングルマザーの子どもは偏見にさらされてしまっている。社会によって生きづらくさせられているのだ。

## 2. シングルマザーの貧困と労働

### 2.1 シングルマザーと労働

なぜ、多くのシングルマザーは貧困に陥ってしまうのか。その大きな理由の一つは多くのシングルマザーが非正規雇用で働いているからだと考えられる。では、まず非正規雇用とはどんな雇用形態なのだろうか。非正規雇用の現状を分析する。

非正規雇用者については、政府の調査においても明快な定義があるわけではなく、調査により呼び方も異なっている。そのため、一概には言えないが非正規雇用者は、勤務時間が通常の労働者よりも短い、パートやアルバイトのことを指す。自分の自由な時間に働くことができ、重要な仕事を任されないため、仕事に対して負わなければならない責任が軽く、子どもがいる主婦や授業がある学生にとっては魅力的な雇用形態である。（川口 2013：147-150, 158）しかし、有期雇用であることが多く、雇用が不安定であることや、昇給や賞与がなく、給料が安いこと、社会保険に入れない、福利厚生が手厚くない等、デメリットも多い。（もやい 2014:16）実際に、2016年時点の非正社員と正社員の差は、所定内給与額ベースで1.5倍、年収ベースで1.8倍程度、正社員の方が高くなっている。<sup>5</sup>

非正規雇用は昔から今のように多くはなく、「1993年当時は、常用雇用で働いている母子世帯は全体の45%を超え、非正規で働いていると答えたのは全体の27.2%であった」。（赤石 2014:137）しかし、長期に渡る景気の低迷や、経済のグローバル化によるコスト競争の激化などによって企業の人事戦略が変化したことや、職場におけるITの導入によって、定期的な仕事は非正規労働者にまかせ、正社員の仕事はより高度な判断を要する仕事へと変化したため（小杉・原編 2011:1-2）、現在は非正規雇用の割合が逆転し、母子世帯のシングルマザーの場合、8割以上が就労しているものの、半数は非正規就労となった。（阿部 2014:18）川口によると、非正規雇用は家事・育児と優先しながら働けるため、既婚女性にとって非常に価値のある雇用形態だった。ところが、非正規雇用労働者は増加し、低賃金と不安定な雇用では生活できない労働者までもが非正規の仕事しか見つけられなくなってきたと述べる。（川口 2013:158）必要以上に、非正規雇用の枠が増加してしまっただけである。実際に平成19年10月～平成24年9月の間に初職で「非正規の職員・従業員」になった男女の割合をみると、男性は29.1%であり、女性は49.3%であり、非正規の職員・従業員として初職に就いた割合は年々増加している。（総務省 2013:88）さらに、雇用全体を見ても、2013年から2019年10月現在までの間に約300万人、非正規雇用者は増加しており、現在も増加の一途をたどっている。<sup>6</sup>

では、なぜ多くのシングルマザーは非正規雇用で働かざるを得ないのか。その理由の一つ目は、シングルマザーは企業にとって非常に扱いづらく、正規雇用で雇うには「高リス

<sup>5</sup> 内閣府, 2017, 『3 正社員・非正社員の賃金差の現状』

<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je17/h02-01.html> (2019. 12. 10)

<sup>6</sup> 総務省統計局『労働力調査 長期時系列データ』月別結果の原数値 b-3

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html> (2019. 12. 10)

クな人材」(水無田 2015:141)としてみなされてしまうことがあげられる。正規雇用者の場合は日常的な長時間労働も厭わぬ姿勢で働かなければ、「人並み」の収入を得ることは難しいが(水無田 2015:157)、シングルマザーは前提として子育てをしながら働かなくてはならない。保育園のお迎えや、夕飯の準備などを考えると、シングルマザーは決まった時間に退社しなければならず、残業等の長時間労働を行うことは困難だ。また、保育所の開園時間も、それこそ「男性並み」に働いて子どもを養う必要のあるシングルマザーには、残念ながら中途半端であり、子どもが病気のときには預けることはできない。乳幼児は頻繁に熱を出すし、集団生活をしていれば麻疹や水疱瘡などの感染性の病気もうつる可能性は高い。(水無田 2015:141)そのため、未就学児のいるシングルマザーには日常的に残業を頼みづらく、急な子どもの病気などで休まれる可能性もあり、多くの企業がシングルマザーを採用することを避けるのだ。企業にとって、専門分野に特化した人材でもないかぎり、スキルよりも「会社に長時間いるための条件が整っているかどうか」のほうが正社員になる際によほど重要視されるのである。(水無田 2015:141)

続いて、二つ目の理由は、日本の雇用システムは一旦非正規雇用になってしまうとそこから正規雇用になるのは難しいという特徴があるが、多くの人が出産を機に仕事を辞めているため、いざシングルマザーになった時に働こうと思っても正規雇用になるのは難しいからだ。赤石によると、日本は正社員の労働市場と非正社員の外部労働市場の二重の労働市場をもっていると言われており、これは正社員と非正社員という「身分」を生み出している。そして、この「身分」は一度変わったら、戻ることが難しい。(赤石 2014:119-120)川口(2013:70)は、産休・育休等で会社を辞め、空白期間があると、出産退職前と同じ業界に就職できれば、出産までの経験のいくらかが生きるかもしれないが、多くの場合その経験の大半は役に立たなくなっている。そのため、職業人生はゼロからの再出発となると述べる。日本の雇用制度は「終身雇用制度」という新卒採用した労働者を定年まで雇い続ける雇用慣行であり、新卒採用を採用の基本としているため、(川口 2013:175)正規労働者の中途採用が少なく、結婚や出産で退職した女性が、その後再就職しようとしても、終身雇用慣行が強い企業では、正規労働者としての再就職は難しいのだ。(川口 2013:183-184)そのため、いざシングルマザーになって、働こうと思っても非正規雇用にしかなれず、正規雇用にはなれないのである。

では正規雇用での再就職が難しいのにも関わらず、なぜ多くの方は妊娠・出産を機に仕事を辞めてしまうのか。川口によると、日本社会は労働時間が長く、育児や介護のための休暇がとりにくく、保育所が足りないような状況であり、「仕事と家庭の両立が困難な社会環境」にあるという。このような社会では、女性の出産後の離職率が高く、また就業を継続する場合であっても、女性はパートタイムという就業形態をとり、家庭優先の働き方をする。(川口 2013:190-191)実際に女性が妊娠・出産を機に離職した理由を見てみると「両立が難しかったので辞めた」が「家事・育児に専念するため自発的にやめた」に続いて、2番目に多く 26.1%であった。また、両立が難しいと感じた具体的な理由としては「勤務時間が合わない」「子どもの病気等で度々休まざるを得なかった」などが挙がっており(厚生労働省 2014:2)、ここから日本企業や行政の母親に対する支援や配慮が足りていない現状や、仕事より家庭を優先する女性の姿が見て取れる。そのため、女性はたとえ仕事を続けたかったとしても、辞めざるを得ないのである。

まとめると、シングルマザーが非正規雇用に限る理由は二つあり、一つ目は、シングルマザーは家事も育児も仕事も1人で行わなければならないため企業が配慮をしなければならない人材であり、正規雇用で雇うには「高リスクな人材」であること。二つ目は、企業や行政の配慮不足で、多くの人が仕事と育児の両立をすることが難しく、出産を機に仕事を辞めてしまう。しかし、日本の雇用システムは一旦非正規雇用になってしまうとそこから正規雇用になるのは難しいという特徴があるため、いざシングルマザーになった時に正規雇用にはなれず、非正規雇用でしか働くことができないことだ。この二つの理由から、多くのシングルマザーは非正規雇用で働かざるを得なくなってしまうのである。そのため低収入となり、貧困に陥ってしまうのだ。

## 2.2 男性稼ぎ主モデルと性別役割分業

前節で、シングルマザーは非正規雇用であるがゆえに低収入であり、貧困に陥ってしまっていると述べたが、阿部（2014:18）によると、女性は正規雇用であっても、男性と同等の賃金を得ている人は少ないようだ。実際の調査を見ても、正規雇用の男性の平均給与は約560万円、正規雇用の女性の給与は約386万円。非正規雇用の男性の平均給与は約236万円、非正規雇用の女性の給与は約154万円<sup>7</sup>と、正規雇用、非正規雇用問わず、女性の賃金は低い。ここから、労働市場において女性は弱者であるということが理解できる。ではなぜ女性は労働市場において、弱者になってしまうのだろうか。それには日本に根強く存在する「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という性別役割分業の考え方が大きく関連している。

川口によると、日本は「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業がはっきりしている国であり、日本の女性は男性の4.6倍のアンペイド・ワーク（賃金が支払われない労働という意味で、家事、育児、介護、ボランティア活動等）をしている。これはOECDの中でも韓国について2番目であり、アンペイド・ワークに関して大きなジェンダー格差が存在していると言える。（川口 2013:122）

では、なぜ日本はここまで男性は仕事を優先し、女性は家庭を優先する傾向が強いのか。それは、「日本社会の標準的な家族は『男性稼ぎ主型家族』で、男性が稼ぎ主となり女性は専業主婦となるか、家計補助的に働くように、さまざまな制度が設計されている」（赤石 2013:122）からであり、日本の生活保障システムがこの「男性稼ぎ主モデル」を中心に考えられているからだ。大沢によると「男性稼ぎ主モデル」では、壮年男性に対して安定的な雇用と妻子を扶養できる「家族賃金」を保障するべく、労働市場が規制されており、それを前提として、男性の稼得力喪失というリスクに対応して社会保険が備えられ、妻子は世帯主に付随して生活を保障される。（大沢 2010:17）すなわち、男性は安定的な雇用と、家族を支える賃金と、社会保障を得られるように設計されており、家族を支える賃金には、子どもの教育費やローンを払うような賃金も含まれている。（赤石 2014:124）

<sup>7</sup> 国税庁『平成30年度分 民間給与実態統計調査』

<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/minkan/index.htm>  
(2019.12.10)

さらに、男性稼ぎ主モデルである日本は、男性世帯主が働けなくなった場合、疾病、失業、老齢による退職などのリスクに応じて、妻子も保障される。税の所得控除も家族を支えるようになっており、配偶者がいる場合には年収 103 万円以下で働く配偶者をもつ稼ぎ手には配偶者控除が適用されている。さらに年金制度でも、男性が厚生年金に加入し（第 2 号被保険者）、妻は夫に扶養されている場合は、妻は第 3 号被保険者として（年収 103 万円以下等の条件で）保険料を徴収されることのない存在である。（赤石 2013:124）つまり、日本では男性が働き、女性が家庭を守るというふたり親世帯の家族であることで様々な優遇を得ることができるのだ。そのため、もともと女性が外で働くことは想定されておらず、労働市場において女性は弱者となり、企業による差別の対象となっている。

では、「企業による女性差別」には具体的にどういったものがあるだろうか。「企業による女性差別」の具体的な例として、女性は男性と比べて採用人数が少なく、職業訓練や基幹的業務を行う機会も少ないことがあげられる。川口によると、終身雇用と新卒一括採用を基軸とする日本企業は採用後に教育訓練を行うため、訓練した人がすぐに辞められては困る。したがって、企業は長く勤めることのできる労働者を求める。しかし、労働者を採用する際、誰が長く勤めるかはわからない。ただ、統計的に男性の平均的離職確率が女性の平均的離職確率よりは低いことは知っている。そこで、企業は男性を優先的に採用するのだという。（川口 2013:185）性別役割分業の考え方を基に結婚や出産をしたら、家庭を守ることに専念し、長く働けないであろうと考えられる女性労働者は、人材として活用できないと判断されてしまい正規雇用であったとしても、十分に教育訓練を受けることができないのである。またさらに、「長期人材育成を重視する企業ほど、女性を採用しないし、採用しても、基幹的業務ではなく、補助的、定型的業務に就けようとする傾向がある」と川口（2013:183）は述べる。そして、この補助的、定型的業務の賃金は基幹的業務に比べて低いのである。ここから、性別役割分業の考え方が企業にも大きな影響を与え、女性を労働市場において差別することにつながっていることが理解できるだろう。

このように、日本の生活保障システム自体が、「男性は仕事をし、女性は家を守る」という性別役割分業および男性稼ぎ主モデルを中心とするために、女性がいつまでたっても労働市場において弱者になってしまうのだ。したがって、男性に比べ、女性は正規雇用、非正規雇用問わず、低賃金、低収入に陥ってしまうのである。

### 2.3 シングルマザーと性産業

非正規雇用で、貧困に苦しむ、ワーキングプアな状態に陥った女性の仕事の一つとして考えられるのが、性産業である。近年、キャバクラやスナック、セックスワークで働く女性たちが増えていると言われているが、詳しい統計がないために、実際に増えているのかどうかはわからない。（赤石 2014:156）しかし今、風俗店のホームページを検索してみると、求人欄には「シングルマザー歓迎」「寮・託児所完備」の文字が全面に押し出されている。（NHK2014:93）このことから、性産業は多くのシングルマザーを求めていることがわかる。

性産業の世界の入り口は身近なところに存在している。NHK「女性の貧困」取材班によると、近年は SNS などにつながった会ったこともない人の紹介で、店にやってくる女性が

多いのだという。風俗を紹介してくれた人も自分のことを深く知らないで身内にばれる心配がなく、気軽に始められるのだそうだ。そのため、風俗店が女性キャストを募集せずとも、口コミで女性が集まってくる。シングルマザーと風俗の距離はますます縮まり、風俗のハードルがどんどん低くなっているのだ。(NHK2014:96)

では、なぜシングルマザーは性産業の世界に入ってしまうのだろうか。NHK「女性の貧困」取材班によると、まず一つ目の理由として、性産業で働くことはシングルマザーにとって欠かせない①就労、②育児支援、③居住の三つの要素を手に入れることができ、かつ短時間で高収入が得られることがあげられる。生活に困窮したシングルマザーが抱える問題は多岐に渡るため、行政の支援を受けるとなると様々な窓口に赴かなくてはならない。そのため、「時間的貧困」であるシングルマザーたちは、支援からますます遠ざかっていく。だが、性産業であれば、上記三つの要素を全て手に入れることができる。ある風俗店では、会社が経営する託児所のほか、近くの民間託児所とも委託契約し、常時子どもを預けられる態勢を整えている。さらに、託児にかかる費用の半分は店負担だ。保育園は基本的には、子どもが生まれた後に自治体を通して入園手続きを行い、後日入園の可否の連絡が保護者に伝えられる。そのため、すぐにでも子どもを預けたいというニーズに、俊敏に答えられるシステムにはなっていない。また、都市部の多くでは、保育園の定員不足が未だ解決されていない。さらに、仕事が見つからない「求職中」での申請だと入園しにくい傾向もある。そのため、仕事、託児所、寮。シングルマザーにとって欠かせない3つの要素が一気に揃ってしまい、かつ短時間で高収入が得られる性産業はシングルマザーにとって魅力的だと言える。(NHK2014:102-104)

二つ目の理由は、性産業がシングルマザーたちのコミュニティとなっており、そのコミュニティがシングルマザーの心の支えになっているからだ。湯浅は、何か困難なことが起こった時に私たちを守ってくれるものを「溜め」と表現し(もやい 2016:4)、金銭的な「溜め」、人間関係の「溜め」、精神的な「溜め」が総合的に失われ、奪われている状態が貧困であると述べた。中でも人間関係の「溜め」とは苦しいときに相談したり助けを求めたりすることのできる家族、親族、友人がいることを指す。(湯浅 2008:78-80) そのため、周囲の人との交流の少なさは貧困をもたらす一因になるのだ。国際的に見ても日本は社会的に孤立している傾向にあり、「友人、同僚、社会団体の人と一緒に過ごすことがほとんどない」と回答した人の割合は日本 15.3%と OECD の平均である 6.7%の2倍以上であった。(阿部 2011:103-104) 性産業に従事する女性たちの多くが「店の居心地がいい」「スタッフが優しいのでなんでも相談できる」と、口を揃えたように話していたように(NHK2014:111)、性産業は同じ境遇のシングルマザーが多くいる職場であるため、そこでのつながりはシングルマザーにとって大きな精神的な支えとなっているのだ。

このように、性産業はシングルマザーが困難なこと何なのか、シングルマザーが求めていることを考え、実行に移していることが理解できる。初めに述べたように詳しい統計がないため一概には言えないが、性産業がシングルマザーに対してこのような手助けを行うことで性産業はシングルマザーたちの新たな受け皿となり、支援からこぼれ落ちた際のセーフティネットになりつつあるのではないだろうか。しかし、性風俗がセーフティネットになることに、私は疑問を感じざるを得ない。行政の支援では足りないから、止むを得ず手厚い支援がある性風俗に行くということはあってはならないことだろう。本節を通

じ、シングルマザーと性風俗の関係を考察することで、行政のシングルマザーに対する支援が不足していることや、行政のシステムがシングルマザーに適応していない現状が見て取れた。この現状は、行政の支援改善をする際の手かがりになるだろう。

### 3. シングルマザー支援の取り組み

#### 3.1 シングルマザーを取り巻く課題

支援の事例について見ていく前に、まずは第1章・第2章を通じてわかったシングルマザーを取り巻く課題についてまとめたい。

まずシングルマザーの最大の問題点はワーキングプアな状況にあり、どれだけ働いても貧困に陥ってしまうことにある。1章1節および2節で述べたように、ワーキングプアな状態がシングルマザーだけでなく、シングルマザーの子どもにも大きな影響を与えている。そして、シングルマザーがワーキングプアになってしまう原因の根底には、性別役割分業、そして男性稼ぎ主モデルの考え方が存在していた。日本の生活保障システム自体が男性稼ぎ主モデル、および「父親が働き、母親が家庭を守る」という性別役割分業に基づいたふたり親家庭を標準としているために、ふたり親でないと生活するのが難しくなっているのである。現在は稼ぎ主として家庭を支える女性の存在や、ひとり親家庭の存在は徐々にマイノリティでなくなりつつあるのにも関わらず、制度は全く変わっていない。そのため、女性であるというだけで労働環境において弱者となり、非正規雇用を余儀なくされ低収入に陥ったり、仕事と家庭の両立が難しく、仕事を辞めざるをえなかったりするのだ。

だが、ワーキングプアな状態であっても、支援さえ受けることができれば、シングルマザーが困難な状況に陥ることは少なくなるかもしれない。しかし、第1章3節シングルマザーと社会的偏見でも述べたように、「離婚したのだから、貧困なのはしょうがない。自己責任だ。」「働けるのに支援を受けようとするなんて甘えている。」等と考える人が多いため、多くのシングルマザーは支援を受けようとするや偏見の目で見られてしまう。シングルマザー全員がそういった人ではないのに関わらず、人々の誤解や勘違いによって、マイナスのイメージがステレオタイプ化されてしまっているのだ。そして、そういったステレオタイプ化された社会からの偏見がシングルマザーたちを支援から遠ざけてしまっている。シングルマザーたちは支援を受けることで自分たちへの偏見がより大きくなるのを恐れているのだ。

さらに、行政のシステムとシングルマザーの状況が合っていないこともシングルマザーが支援から遠ざかってしまう原因だった。2章3節シングルマザーと性産業でも見たように、シングルマザーが性産業で働く大きな理由と考えられるのは、高収入であること以外に①就労、②育児支援、③居住の三つの要素が一気に受けられることであると述べた。

「時間的貧困」の状態にある日本のシングルマザーが、行政の支援に一つ一つ申し込んで

いくことは時間と手間がかかってしまう。そのため、ワンストップで支援を手軽に得ることのできる性産業という業界にシングルマザーは飛び込んでいってしまうと考えられる。

さらに同じく第2章3節からは、シングルマザーのコミュニティ不足が浮き彫りになった。日本全体として社会的に孤立している人が多い中、仕事、育児、家事とやるべきことが多く、時間貧困になりがちなシングルマザーには、同じ境遇の人と話す機会や誰かに自分の悩みを相談できる時間はほとんどない。そのため、湯浅が言うように人間関係の「溜め」がなくなり、貧困に陥ってしまうのだ。

したがって、シングルマザーを取り巻く大きな問題は日本社会の生活保障システムが男性稼ぎ主モデルであるふたり親家庭を標準にしており、それが原因で女性、特にシングルマザーがワーキングプアな状態に陥ってしまうこと、そしてそのような状況であるにも関わらず、多くのシングルマザーは社会の偏見やコミュニティの不足等、様々な理由から支援から遠ざかってしまっており、シングルマザーの状況が一向に変わらないことがあげられる。次節からはこれらの課題を踏まえ、現在シングルマザーに対する支援にはどのようなものがあるのか、行政、民間、諸外国の三つの視点から考えていく。

### 3.2 行政による取り組みの現状と効果

本節では、シングルマザーに対して現在行われている行政の支援の取り組みについて経済的支援、子育て支援、就労支援の三つの観点から振り返る。また、最後には女性全体に対しての取り組みであるが、シングルマザーにも関係があると考えられる女性活躍推進法についても取り上げる。

#### 3.2.1 経済的支援

前節でも述べたように、シングルマザーを取り巻く大きな課題にワーキングプアであることが挙げられた。ふたり親家庭であることで生活が保障される現在の制度で、生活保障システムからこぼれ落ちた母子世帯を経済的に支えることは必要不可欠である。そのため、まずは行政が行う経済的支援について取り上げる。

一つ目に取り上げるのは児童手当だ。児童手当では、ほぼ全ての子どもたちに対し中学校を卒業するまで一人あたり月額10,000～15,000円が支給されている。<sup>8</sup>しかし、出産から大学を卒業する22年間の子育て費用は1,640万円<sup>9</sup>と言われているため、現在の児童手当だけでは不足しており、子育て費用をほとんどまかなうことはできない。ふたり親でない子育てが難しい現状が伺える。

二つ目に取り上げるのは児童扶養手当だ。児童扶養手当は「父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促

---

<sup>8</sup> 内閣府『児童手当 Q&A』

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/ippan.html> (2019.12.18)

<sup>9</sup> ベネッセ教育情報サイト『【保存版】子育てにかかる費用のすべてを解説します』

<https://benesse.jp/kosodate/201509/20150910-2.html> (2019.12.18)

進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当である。」<sup>10</sup>所得により月額 42,910 円（2019 年 12 月現在、子ども一人、満額支給の場合）～10,120 円が 2 ヶ月に 1 回支給される。<sup>11</sup>赤石（2014:164）は日本のひとり親家庭は、児童扶養手当があることで「かろうじて」生活を維持していると述べており、現在、シングルマザーの約 8 割、シングルファーザーの約 5 割が受給をしている。しかし、そんな児童扶養手当にも改善すべき点は多い。

一つ目は一人目に比べ、二人目、三人目の額の極端な減少である。2016 年度に児童扶養手当の二人目の全部支給での加算額は 10,140 円、三人目の加算額は 6,080 円と増加したが、それでもなお一人目の 42,910 円に比べると極端に減少する。「子どもが多くなれば多くなるほど、家計に困難を抱えている様子は顕著であり、またそのことは子どもの貧困調査からも指摘されている。」（赤石 2014:229）赤石は二人目、三人目の加算額についての基準の明確化および増額を求めている。<sup>12</sup>

二つ目は支給年齢である。現在は子どもが 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までに支給が行われているが<sup>13</sup>、これでは子どもたちが大学に進学する道を閉ざしてしまう可能性がある。シングルマザーの命綱である、児童扶養手当がなくなってしまうと、多くの子どもたちが様々な夢を諦めざるを得なくなってしまう。そのため、赤石は 20 歳までの支給が望ましいと述べる。<sup>14</sup>

三つ目は、児童扶養手当の全部支給の基準となる所得制限の額だ。母子世帯の母自身の平均年収は 243 万だが（厚生労働省 2017c:1）、児童扶養手当の全部支給となるのは現在 160 万円以下の所得である。赤石によると、満額支給のためにこれ以下に収入を抑える人がいるという。これではひとり親が訓練を受けてスキルアップしようという意欲が阻害されてしまう。第 1 章 1 節でも触れたように母子世帯は、児童のいる世帯全体の平均年収の半分以下の所得しか得ていない。そのため、満額支給の限度額はあげるべきであると赤石は述べる。（赤石 2014:230）

このように、シングルマザーは児童手当と児童扶養手当でかろうじて生活しているが、現在の手当では不十分であり、改善すべき点が多い現状があった。

### 3.2.2 子育て支援

シングルマザーが非正規雇用を余儀なくされている原因として、子育てをしているシングルマザーは企業にとって非常に扱いづらく、正規雇用で雇うには「高リスクな人材」と

---

<sup>10</sup> 東京都福祉保健局『児童扶養手当』

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/smph/kodomo/kosodate/teate/zidoufuyoutate.html> (2019.12.10)

<sup>11</sup> 同上

<sup>12</sup> 赤石千衣子『ひとり親家庭の貧困をなくすには』

<https://news.yahoo.co.jp/byline/akaishichieko/20160429-00057194/> (2019.12.10)

<sup>13</sup> 東京都福祉保健局『児童扶養手当』

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/smph/kodomo/kosodate/teate/zidoufuyoutate.html> (2019.12.10)

<sup>14</sup> 赤石千衣子『ひとり親家庭の貧困をなくすには』

<https://news.yahoo.co.jp/byline/akaishichieko/20160429-00057194/> (2019.12.10)

してみなされてしまうことが挙げられた。そのため、シングルマザーが仕事と子育てを両立するためにも、まずは仕事をしている間に子どもを預けることのできる保育園を見つけなければならない。しかし、保育園に預けたとしても子どもが体調不良になれば保育園では預かってもらえないため、仕事を休まなければならない、そのような状態が続くとシングルマザー自身が仕事を解雇される可能性がある。それを防ぐためにも、病の時に子どもを預かってもらえる場所が必要だ。では、行政ではどのような子育て支援を行っているのだろうか。

まず、保育所、放課後児童クラブへの優先入所について見ていく。現在、母子家庭で保育所や放課後児童クラブに入所したい場合は、他の希望者より優先して入所、利用できるように配慮するよう法律で定められている。しかし、待機児童問題がある中で、実際には簡単に保育所に入所できるわけではなく、母子家庭も他の家庭と同じように、保育所の確保が難しい現状があり（流石 2016:179）、母子家庭の優先入所はあまりできていない現状がある。そのため、子育て中の母子家庭の母親が仕事を決めたとしても、保育所が決まらず働き続けることが非常に難しくなってしまうのだ。（流石 2016:178）

続いて、病児保育事業について取り上げる。その名の通り、病児保育事業とは子どもが病気になったが保護者が就労しているため、自宅での保育が困難な際に利用できるものだ。病児保育事業には三つの種類があり、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する「病児対応型」と「病後対応型」、保育所等で保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う「体調不良児対応型」、病気の児童の自宅に訪問する「非施設型」がある。（厚生労働省子ども家庭局 2018:1-3）しかし、国が補助を行っているのはほとんどが施設に子どもたちを集めて保育する施設型の病児保育（「病児対応型」「病後対応型」

「体調不良時対応型」）で、預かることのできる子どもの数が限られる上に、他の子どもへの感染を防ぐためインフルエンザ等の感染性の病気は受け入れてもらえない場合もある。<sup>15</sup>さらに、病児保育事業は自治体が主導で行っている事業であるため、自治体予算を作り、事業者を公募しないと始まらないが、施設を作って失敗することを恐れ、多くの自治体があまり予算を割かないのだという。<sup>16</sup>そのため、施設があまり増えていかず、いざ使おうとしても満席で使えないことが多いのだ。<sup>17</sup>

行政の支援がこれでは、保育園に子どもを預けることもできず、やっと預かってもらえたとしても、子どもが病気になれば仕事を休むしかなくなってしまい、シングルマザーは「高リスクな人材」とみなされる。そのため、シングルマザーは正規雇用では雇ってもらえず、非正規雇用で働かざるを得なくなるのだ。

---

<sup>15</sup> 横山茉紀『病児保育が広がらない理由—訪問型病児保育フローレンス・駒崎代表に聞く』

<https://news.mynavi.jp/article/20160215-a237/> (2019. 12. 13)

<sup>16</sup> 同上

<sup>17</sup> 日経 DUAL『病児保育はどこが充実？街ランキング一挙公開！』  
<https://dual.nikkei.com/article/101/15/> (2019. 12. 10)

### 3.2.3 就労支援

続いて取り上げる支援は就労支援である。第2章から多くのシングルマザーが非正規雇用で働いており、ワーキングプアな状態に陥っていることが理解できた。そのため、多くのシングルマザーに安定した雇用を提供する就労支援は必要不可欠である。

就労支援には様々な種類があるが、ここでは母子家庭等就業・自立支援センター事業を取り上げる。母子家庭等就業・自立支援センター事業は都道府県・指定都市・中核市が実施主体となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う事業であると、厚生労働省は示している。<sup>18</sup>しかし、赤石によると、名前から想像するような多機能なセンターではなく、その支援の充実度合いは地域によって偏りがあるそうだ。加えて、赤石はシングルマザーの就労支援施設がハローワーク、マザーズハローワーク（子育てしながら就職を希望している人向けのハローワーク）、母子家庭等就業・自立支援センター事業と多岐に渡っており、シングルマザーは仕事を探すために何箇所も施設を回らなくてはならなくなってしまうことを懸念する。さらに言えば、児童扶養手当の申請や手続きは自治体のこども支援課が行うことになる。そのため、シングルマザーがワンストップで支援を受けることは非常に難しい。

さらに赤石によると、ある母子家庭等就業・自立支援センターでは、平日の午後にパソコン講座を開いているのだという。仕事のない夜や土日にスキルアップしたいと考えるシングルマザーは出席することができない。母子家庭のニーズが汲み上げられていない現状がある。（赤石 2014:191-197）このままでは良い就職先や講座があったとしても、「時間的貧困」なシングルマザーのもとに届かずに終わってしまう可能性がある。よりシングルマザーに寄り添った就労支援を行うべきだ。

このように、経済的支援、子育て支援、就労支援と行政の支援の現状について見てきたが、ある調査においてシングルマザーに対して、「社会に対して今一番支援してほしいことは何か」という質問をしたところ、1位は「手当や経済のこと」、2位は「仕事のこと」、3位は「保育のこと」であった。（流石 2016:127-128）この三つの視点からの支援は現在行われているにも関わらず、「社会に対して今一番してほしいこと」の上位に挙げられていることは、シングルマザーが現状の支援では満足できていないということだ。シングルマザーは何を求めているのか、今一度考える必要がありそうだ。

### 3.2.4 女性活躍推進法

最後に、行政の取り組みとして女性活躍推進法についても触れておきたい。これはシングルマザーに向けての支援ではないが、2章2節でも述べたように労働市場で女性が弱者であるがゆえに、シングルマザーの賃金も同様に低下している傾向にある。そのため、労働市場において、女性の活躍が促されるこの取り組みにはシングルマザーにも影響があると考えたため、ここで取り上げる。

---

<sup>18</sup> 厚生労働省『母子家庭等就業・自立支援センター事業について』  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062967.html> (2019.12.10)

この法律の目的は、女性の職業生活での活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現をはかることにあり、具体的には、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと等が挙げられている。（厚生労働省 2019a:1）

女性活躍推進法は、「日本で初めて企業に対して、PDCA サイクルによるポジティブ・アクションを義務付けるもの」（神尾ほか編 2017:7）ともいわれており、ここでいう PDCA サイクルの義務付けとは、この法律が一般事業主に、①自社の女性活躍状況を四項目（①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率）に基づいて把握し、課題分析を行う、②課題に基づいて事業主行動計画を策定し、これを社内通知および外部公表する、③事業主行動計画の策定・変更を都道府県労働局へ届け出る、④自社の女性活躍状況について既定の4分野14項目から1つ以上の項目を概ね年1回公表する、の計4点を義務付けていることを指す。（村尾 2018:114-115）それ以前の日本の雇用分野でのポジティブ・アクションは非常に穏健なものであったため、今回の女性活躍推進法は男女格差是正について一歩進んだ取り組みであるとも言われている。（村尾 2018:115）

しかし、一方で駒川は女性活躍推進法に対して、女性から多くの不安や疑念の声が聞かれていると述べる。それは「女性活躍とは、女性が管理職や役職になることだけなのだろうか」という疑問だ。（駒川 2018:98）奥田（2018:233）は、女性活躍推進法で従業員301人以上の企業などに義務付けられた行動計画の項目には、女性の採用比率や勤続年数などもあるが、世の中で注目を集めて同法の代名詞ともなっているのは、女性の管理職の数値目標を設けて増やすという点であると述べ、その結果、管理職昇進を望まない正社員女性をはじめ、非正規労働者や専業主婦など多種多様な道を歩んでいる女性たちに、たったひとつの生き方の規範を押し付けることになってしまったと言う。私自身もいずれは専業主婦として、家庭を守ることに専念したいと考えているが、実際に就職活動中、企業が主催していた女性向けセミナーなどでは仕事と家庭を両立して管理職として働いている、いわゆる活躍している女性ばかりが座談会に出席しており、面接時に「結婚や出産をしても長く働きたい。管理職として活躍したい。」と言わなければ評価してもらえないのではないかと感じるがあった。このように問題は、女性活躍推進法が、そもそも一枚岩ではない女性たちをひと括りにして、管理職登用が最も重要で、真っ先に取り組むべき施策であるかのように、企業など現場レベルが捉えてしまったことにあるのだ。（奥田 2018:232）これはシングルマザーにとっても、不利益と言えることであり、「管理職になることが女性活躍だ」「管理職になりそうな人材を取らなければ」という企業からの圧力は、子育てをしなければならぬ高リスクなシングルマザーたちを採用することを企業が避けることにつながり、シングルマザーが非正規雇用となることを助長させるのではないか。さらに、この法律が生み出した「女性は結婚、出産しても、仕事で活躍するのが当たり前」といった潮流は、仕事で活躍しなければならないというシングルマザーへのプレッシャーにつながり、働きすぎや、育児時間が減少することにもつながる。シングルマザーをますます「時間的貧困」にさせてしまうのである。「女性には、大別しただけでも、仕

事を優先する道、家事や子育てに専念する道、そして仕事と家庭を両立する道等、複数のライフスタイルがある。」（奥田 2018:68）シングルマザーとして、生きることもライフスタイルのひとつである。「女性たち一人ひとりが自らが望む道を歩み、そのライフスタイルを尊重できる社会、すなわち、女性の生き方の多様性を受容できる社会が実現してこそ、真に女性が輝く社会といえるのではないか」と奥田（2018:268）は述べている。

このように、女性活躍推進法を用い、現在の行政が女性を「家を守るもの」という存在から、「家庭も守り、仕事でもしっかり活躍する」という存在に無理やり変えようとしている姿が伺え、シングルマザーを含めた多くの女性たちにプレッシャーを与えてしまっていたことが理解できた。奥田の言うように、女性一人ひとりのライフスタイルが尊重される社会であってほしいと願うばかりである。

### 3.3 民間での取り組みと効果

前節から行政の取り組みがあまり上手く行っておらず、多くの改善点があることが理解できた。それに比べて、民間は行政より柔軟で多角的な視点から、シングルマザーに必要な支援を行っているように感じる。そのため、ここでは民間団体のしんぐるまざあず・ふぉーらむとフローレンスの二つを取り上げ、考察する。

#### 3.3.1 しんぐるまざあず・ふぉーらむ

民間の取り組みにも様々なものがあるが、まずはしんぐるまざあず・ふぉーらむについて紹介する。本論文でも度々登場する赤石千衣子が理事長を務めており、古くからの歴史がある団体で、経済的支援、子育て支援、就労支援等、多岐に渡る事業を行っているため、今回事例を取り上げる。

しんぐるまざあず・ふぉーらむは1980年に児童扶養手当制度を良くするために、シングルマザーが集まり任意団体として発足した当事者中心の支援団体だ。その後、活動の幅を広げ2002年にNPO法人になり、2018年には東京都により法令違反がなく運営組織等が適正であり、一定の要件を満たす公益性の高い団体として認められ、認定NPO法人（認定特定非営利活動法人）となった。「ママが元気になれば子どもたちもしあわせになる！」を合言葉に、シングルマザーと子どもたちが生き生き暮らせる社会をつくるために日々奮闘している。会員は関東を中心に、全国に2,000人以上おり、シングルマザーだけでなく、シングルファーザーもいる。東京、神奈川、埼玉、千葉などでイベントを開催しているが、それ以外の地域では北海道、岩手、福島、富山、福井、岐阜、三重、関西、島根、愛媛、福岡、沖縄に姉妹団体が存在しており、全国で活動の幅を広げている。<sup>19</sup>

では、具体的な活動内容を見ていこう。まずは、経済的支援である入学お祝い準備金だ。この事業は2015年に始まり、これまでに総計1500人を超えるひとり親世帯の子どもたちにお祝い金を送ってきた。（しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2019a:3）ギリギリの生活の中で、子どもの新入学の費用（ランドセル、制服、カバン、靴、高校の教科書代や定

---

<sup>19</sup> しんぐるまざあず・ふぉーらむ『団体概要』  
<https://www.single-mama.com/about/>（2019.12.10）

期代)の捻出が非常に困難である(しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2019a:5) 低所得のひとり親世帯に対して、寄付を募り、小学校、中学校、高校、大学等に進学する場合の入学時に1人3万~4万円入学祝い金として支給する事業を実施している。入学祝い金を受け取った高校生からは「新しい制服を初めて着ました。とても嬉しい。」、小学校に入学した子どもの親からは「ランドセルを買ってあげられないことが情けなくて。世の中の誰かが助けてくれたことに感謝し、声を上げて泣きました。」と、感謝の声が寄せられているという。<sup>20</sup>しんぐるまざあず・ふぉーらむ等の取り組みにより、このような状況が明らかになることによって、就学援助の入学準備金<sup>21</sup>についても入学前に支給する自治体が小学校で77.4%、中学校で81.2%に増加してきた。しかし、それでも入学準備に困難を抱えているひとり親は多く(しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2019a:5)、行政の支援だけではままならない状況が見て取れる。これには預貯金額がゼロのシングルマザーが2割を超えている<sup>22</sup>ことが大きく関連しており、貯金が少ない状況で普段よりも高額な新学期の出費を捻出することは非常に難しいのである。

続いては、子育て支援だ。様々な取り組みが行われているが、今回はシンママカフェ・ほっとサロンを取り上げる。シンママカフェ・ほっとサロンはシングルマザーのためのグループ相談会であり、当事者同士で幅広い悩みについて話し合うことができる。相談会中の託児は無料であり、子どもを気にせず、様々な話をするができる。<sup>23</sup>同じ悩みを持った人たちとのつながりは、多くのシングルマザーを励まし、この相談会に参加したことにより、困りごとの解決の道が見えてくることが多いという。(しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2018:4) 参加者の満足度は非常に高い。(赤石 2014:217) 人間関係の「溜め」を失うことは、貧困につながる。現在、性風俗を除き、同じ境遇のシングルマザーと話し合えるコミュニティはシングルマザーの周りにはあまりない。そんな中でシンママカフェやほっとサロンは社会的に孤立しやすいシングルマザーのつながりを支え、(赤石 2014:218) シングルマザーたちの精神的な支えになるのだろう。また、同じ境遇の仲間と出会えるだけでなく、資格と経験のある、しんぐるまざあず・ふぉーらむのスタッフがファシリテーターとして派遣されているため、自分が知らなかった行政の支援情報等も手に入れることができるのも魅力的だ。

---

<sup>20</sup> 『<子どものあした>ひとり親世帯調査 非正規8割 借金経験5割 貯金ゼロ23%』  
東京新聞 2019/11/06 朝刊  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/list/201911/CK2019110602000136.html>  
(2019.12.10)

<sup>21</sup> 就学援助制度として行政が行っている支援。生活保護の世帯や、市町村教育委員会が困窮していると認めた者に対して、学用品費や新入学児童生徒学用品費、通学費、修学旅行費等を支給する制度。

<sup>22</sup> 『<子どものあした>ひとり親世帯調査 非正規8割 借金経験5割 貯金ゼロ23%』  
東京新聞 2019/11/06 朝刊  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/list/201911/CK2019110602000136.html>  
(2019.12.10)

<sup>23</sup> しんぐるまざあず・ふぉーらむ 『シンママカフェ~シングルマザーのためのグループ相談会』  
<https://www.single-mama.com/topics/0608mamacafe/> (2019.12.10)

続いて紹介するのは、就労支援だ。しんぐるまざあず・ふぉーらむはシングルマザーキャリア支援として「未来の扉」というプログラムを無償で行っている。これは化粧品の大手「日本ロレアル」と連携し行っており、スキルアップから正社員採用の機会まで一貫して設けているのが特徴だ。ビジネスに必要なビジネススキルや、身だしなみ等の共通講座を終えた後は、「日本ロレアル」の美容部員コースと、総合人材サービス会社「アデコ」のオフィスワークコースに分かれて講座を受ける。講座は5ヶ月間に約20回、東京都内で日曜日に開かれる。両社の社員が講師を務め、講座中の託児も無料である。終了後、採用を望むかどうかは自由で、他の転職先を見つける受講者もいる。<sup>24</sup>これまでに120名以上のシングルマザーが修了し、平均して56%の受講者が収入増加など、経済的安定を実現している。(しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2019b:2) 35年以上、母子家庭を支援している赤石によると、就労支援と正社員採用の機会をセットで提供するのは、国内では恐らく初めての例だという。<sup>25</sup>しかし、あえてしんぐるまざあず・ふぉーらむの就労支援の課題点を述べるとするならば、この就労支援は東京限定開催であるということだ。しんぐるまざあず・ふぉーらむは様々な地域で活動の幅を広げているが、東京以外の地域の人へは就労支援の機会が与えられていないことは非常に残念である。今後、より幅広い地域で行われることを願うばかりだ。

### 3.3.2 フローレンス

第2章1節でも述べたように、子育てをしながら働く時の障壁として、子どもが幼いうちは病気をしがちであることがあげられる。(赤石 2014:207) 子どもが急に病気になり、仕事を突然休みがちになれば、仕事を失うことにもつながるため、シングルマザーにとって病児保育支援は非常に重要である。実際に行政でも支援が行われていたが、感染性の病気だと預かってもらえない施設型の病児保育ばかりで非施設型の支援はあまりなされていなかった。そこで、ここでは非施設型の病児保育に定評のあるNPO法人フローレンスを紹介したい。

フローレンスは首都圏を中心に病児保育専門の保育スタッフを派遣しており、インフルエンザでも水疱瘡でも朝8時までに連絡をすれば必ず保育スタッフが自宅に来てくれる。フローレンスの病児保育事業は「病児保育を子育て家庭のあたりまえのインフラ」にするために2004年に開始され、現在会員数は6000人を超える。これまでの病児保育件数は70,000件と業界最多だが<sup>26</sup>、開始から15年重大事故は一切ない。<sup>27</sup>

さらに、会費は毎月月極で6000～7000円程度だが、ひとり親支援プランが存在し、ひとり親であれば会費1,000円で全く同じサービスが利用できる。(赤石 2014:208-209) これは母子世帯にとって大変魅力的であると言えるだろう。とはいえ、フローレンスの病児

---

<sup>24</sup> 『シングルマザーを正社員に』朝日新聞 2017/06/07 朝刊 21 ページ

<sup>25</sup> 同上

<sup>26</sup> フローレンスの病児保育

<https://byojihoiku.florence.or.jp> (2019.12.10)

<sup>27</sup> フローレンス『【事件を受けて】フローレンスの病児保育は、3人目以降の入会金を無料にします。多子育児を母親一人で背負わなくて良い社会へ。』

<https://florence.or.jp/news/2019/03/post31021/> (2019.12.14)

保育は首都圏が中心であり、対象者はまだ少ない。赤石はより多くの対象者に広げるためには、行政の協力が必要であると述べる。（赤石 2014:211）民間と行政が手を合わせることでより多くのシングルマザーに支援を行き渡らせることができるかもしれない。

このようにしんぐるまざあず・ふぉーらむやフローレンスは、行政の取り組みでは足りない、また行政にはできないような多角的な視点から様々な支援を行っていることがわかった。しんぐるまざあず・ふぉーらむ、並びにフローレンスは今後もシングルマザーにとって、大きな支えとなるだろう。

### 3.4 デンマークでの取り組みと効果

第3章1節でシングルマザーがワーキングプアに陥る原因として、日本の生活保障システム自体が男性稼ぎ主モデルや性別役割分業に基づいたふたり親を標準としているために、ふたり親でないと生活や育児が難しいことが挙げられた。そこで、本節では標準家庭のある日本とは正反対である家族の枠組みに規範のないデンマークを取り挙げ、紹介する。

デンマークの母子家庭数は現在増加傾向で、離別によって母子世帯になった割合が近年増加しており（杉本・森編 2009:4-8）、日本と同様の状況にあると言える。しかし、日本とデンマークの間には大きな違いが存在している。それは男性稼ぎ主モデルや性別役割分業のふたり親家庭を基準とする日本とは異なり、様々な家族の多様性が法制度面においても肯定的に受け入れられていることである。デンマークは個人の意識的結びつきが同居という形で生活単位を形成した場合に、これを「家族」として認めているため、非法律婚家族や婚外子が多く、家族規範が弱い。それゆえ、母子世帯にも非常に寛容である。（大塚 2009:2-3）ふたり親家庭という標準から逸脱した場合、排除や差別を被る日本とは大きく異なっているのだ。そのため、家族の多様性が受け入れられているデンマークの事例から学ぶことは日本がふたり親家庭の呪縛から逃れ、母子世帯への偏見を無くすことにつながるのではないかと考えたため、ここで取り上げる。

では、そのような特徴があるデンマークではどんな支援が行われているのだろうか。日本の制度と比較しながら見ていく。まずは経済的支援だ。具体的には、①有子家族手当：子の年齢に応じて全有子世帯に支給される。②普通児童手当：1子につき、全ひとり親世帯に支給される。③追加児童手当：1世帯につき、全ひとり親世帯に支給される。④特別児童手当：父親が不明な子、一方の親が死亡した子、一方の親の死亡によりその配偶者の養子となった子、親や両親が年金受給者の子がいる世帯に対して支給される。⑤義務教育費：別居中の親が子の同居親に対して支払う費用であり、万が一不払いの場合は行政が一時的に肩代わりして、その後支払義務者に請求される。この5つの現金給付がある。ここでも家族に捉われないデンマークの特徴が表れており、世帯所得等、受給資格に所得制限がない。（大塚 2009:15）子の権利中心の政策であるため、母子世帯は特別な政策対象とされておらず、あくまでも「全ての子に質の良い生活環境を保障する」という視点から政策が施行されているのだ。有子世帯単位ではなく、子に対する個人単位の支援政策である

という性格が強いのである。(大塚 2009:21-22) 世帯収入によって支給額が変化する日本とは異なった制度だ。

さらに学業面の経済的支援として、「学生生活支援金」についても紹介したい。デンマークにおいて、授業料は無料であるが、学生が自活する金銭的保障もされており、「学生生活支援金」は成人年齢である 18・19 歳の自宅生には 1,046 クローネが、下宿生には 3,029 クローネが毎月支給される。20 歳以上になると、自宅生は 2,349 クローネ、下宿生は 4,724 クローネとなる。ひとり親世帯の学生の場合は額が変わり 9,448 クローネと高額な支援金が支給される。(大塚 2009:17-18) 中学校卒業で支給が終わる児童手当や、18 歳の 3 月 31 日に支給が終わってしまう日本の児童扶養手当と違い、子どもが大学に通う間にも保障が続き、かつ年齢が上がるにつれて高額になることは大変魅力的だ。このように、デンマークでは子どもに対する手厚い経済的支援が行われていることが見て取れる。

続いて、子育て支援として保育施設について見ていく。デンマークの保育施設は全子入所可能で、0～2 歳児の保育利用率は他の北欧諸国と比べても非常に高い。また、保育施設の利用に関して、ひとり親世帯は優先的に入所が可能である。子どもの社会化の権利を保障するという社会思想から全子入所体制としているため、非労働力の母子世帯であっても差別されることがないことも特徴だ。(大塚 2009:18-19) ここからも「全ての子に質の良い生活環境を保障する」という視点から政策が施行されているがよくわかる。待機児童問題で多くのシングルマザーが子どもの預け場所に困っている日本とは、現状が大きく異なっている。

このように、デンマークと日本のシングルマザー支援には多くの相違点があるが中でも家族の多様性が受け入れられているために、どんな家族であっても、偏見や排除の対象にならないことや、母子世帯への支援ではなく、「全ての子に質の良い生活環境を保障する」という視点から様々な政策が施行されていることは非常に参考になると感じた。そのため、母子世帯であっても偏見を気にせずに社会保障制度を受けやすい環境が整備されており、デンマークで行われたアンケートでは母子世帯のうち、主な家計を賃金、自営業所得と回答した世帯は 65.1%であり、社会保障などの経常移転と回答したのは 31.8%であった。(大塚 2009:10) 一方、日本では内稼働所得が 82.1%、公的年金・恩給(児童扶養手当含む)が 10.6%であった。(森田 2009:124) このように偏見を気にして、多くのシングルマザーが支援を受けず、支援から離れていく日本とは違い、デンマークには支援を受けやすい環境があると言える。シングルマザーの偏見をなくすためには、日本もデンマークのようにどのような世帯にも寛容で、家族の多様性を受け入れられる社会に変わっていかなくてはならない。標準家庭をふたり親家庭だとする生活保障システムを変えることが必要だ。

## 4. シングルマザー支援と今後の社会の在るべき姿

### 4.1 シングルマザー支援の在るべき姿

本節では、第1～3章までを振り返り、求められているシングルマザー支援はどのようなものなのかを考える。今回は経済的支援、就労支援、子育て支援、包摂型支援の四つの観点から、シングルマザー支援の在るべき姿について考えたい。

#### 4.1.1 経済的支援

第3章2節1項で見たように、多くのシングルマザーにとって児童手当と児童扶養手当が命綱であった。しかし、児童手当と児童扶養手当を受給していたとしても、シングルマザーが貧困であることに変わりはない。そのためまずはこれらの手当の改善が必要である。

まず児童手当の改善点として、一つ目に子どもに対して個人単位の手厚い現金給付を行うことが必要だと考える。日本の児童手当は一人につき10,000～15,000円<sup>28</sup>と非常に低額であり、出産から大学を卒業する22年間の子育て費用が1,640万円なこと<sup>29</sup>を考えると、ひとり親はもちろん、ふたり親家庭であったとしても金銭面において子どもを育てることは簡単とは言いがたい。実際に児童のいる世帯全体のうち生活が大変苦しい、やや苦しいと答えた割合は62.0%（厚生労働省2017a:17）と半数以上であった。そのため、基礎となる児童手当を手厚くし、ふたり親、ひとり親関わらず、誰もが子育てしやすい制度を整えるべきだと考える。そうすることで全ての子どもに同額が支給されるために、スティグマを感じずに誰でも受給することができる。さらに世帯収入を支給限度額の基準としないため、満額支給が良いから所得を抑えるといったことがなくなり、ひとり親の働く意欲を阻害させずに済むだろう。また二つ目の改善点として、児童手当を子どもたちが学生の期間が終了するまで支給し続けることが必要だと考える。現在の児童手当は中学校卒業までの支給であるために、多くの子どもたちが高校や大学など、その後の進路を諦めざるを得ない。年齢が上がるにつれて低額になったり、支給されなくなったりしてしまうのではなく、むしろ子どもの将来のために、デンマークのような年齢が上がるにつれて高額になる制度であるべきだ。

さらに、上記で述べた手厚い児童手当を行った上で、ひとり親であるために足りない部分を児童扶養手当として支給することが必要だと考える。もちろん児童扶養手当も上記で述べたように、子に対する個人単位の給付であり、学生の期間給付し続けられるべきだ。しかし、この制度を利用することに対し、ひとり親に恥の意識を感じさせてはならない。そのため、あくまで児童扶養手当は児童手当の補助的な位置づけであるべきだ。理想を言

---

<sup>28</sup> 内閣府『児童手当 Q&A』

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/ippan.html> (2019.12.18)

<sup>29</sup> ベネッセ教育情報サイト『【保存版】子育てにかかる費用のすべてを解説します』

<https://benesse.jp/kosodate/201509/20150910-2.html> (2019.12.18)

えば、児童手当だけあればどんな家族でも不自由なく子育てができるような状況にすることが望ましい。

家庭が貧困状態であるために、ひとり親世帯に生まれた多くの子どもたちは他の家庭では当たり前なことができず、様々なことを諦めている。子どもは生まれてくる家を選ぶことはできない。この現状を早急に変えるためにも、手厚い児童手当を行い、どんな家庭であっても子育てができる社会を築くべきである。

#### 4.1.2 子育て支援

第3章2節2項でも述べたように、行政によって母子世帯の保育所優先入所や病児保育事業が行われていたがどちらもあまりうまくいっていなかった。まずは、待機児童を0にするために、保育所の増加が急務であろう。デンマークのように全子入所体制にし、いつでも入所可能なように整備しておけば、突然シングルマザーになり、働かなければならなくなっても入所することができる。また、仕事は決まったが、子どもを預ける場所が決まらないため、せつかく決まった仕事を辞めることもなくなるだろう。全子入所体制にすることで、働いていない人や求職中であったとしても入れるようになり、安易に性風俗の世界に飛び込んだりすることなく、シングルマザーが自分に合う仕事を落ち着いて探すことができるのではないだろうか。

次に、病児保育の充実があげられる。「大事な会議や出張があり、どうしても仕事を休むことができない。」「これを休んだら、今後の昇進に影響してしまう。」等の緊急事態の時、フローレンスが行っているような非施設型の病児保育が増えていけば、子どもがどんな病であったとしても対応することができ、多くのシングルマザーを支えることができる。病児保育は働くシングルマザーにとって、必要不可欠な支援であるにも関わらず、行政が行っている支援では定員数が非常に少なく、ほとんど満席で使えないことが多い上、施設型のため、感染性の病気では預かってもらえないこともある。<sup>30</sup>企業の子育てに対する配慮ももちろん必要だが、同時にシングルマザーが必要な時に病児保育ができるような環境も整えていってほしい。

#### 4.1.3 就労支援

シングルマザーの多くが仕事と育児を両立しなければならないことや、日本の雇用制度が終身雇用であるために、シングルマザーを正規雇用で雇うことは難しく、不安定で低収入な非正規雇用を余儀なくされており、シングルマザーは働いても働いても貧困であるワーキングプアな状態に陥っていた。

では、そんなシングルマザーを救うにはどのような支援を行うべきだろうか。まず、正規雇用のシングルマザーを増やすことがあげられるだろう。育児や家事で忙しいシングルマザーが不安定な非正規雇用でいくつもの職場を掛け持ちするよりは、一つの会社で安定した雇用形態で仕事に臨める正規雇用の方が精神的にも落ち着いて働けるのではないだろうか。そのため、まずは非正規雇用で雇われがちなシングルマザーに対して正規雇用採用

---

<sup>30</sup> 日経 DUAL『病児保育はどこが充実？街ランキング一挙公開！』  
<https://dual.nikkei.com/article/101/15/> (2019.12.10)

の機会を与えることが必要だと考える。しんぐるまざあず・ふぉーらむが行っていたスキルアップから正社員採用の機会まで一貫して設けているようなプログラムを民間と行政が協力し行うことができれば、より幅広い地域で開催できるのではないだろうか。企業に「高リスクな人材」と見られ、非正規雇用となることが多いシングルマザーにとって、正規雇用で採用してもらえるかもしれないチャンスは大変魅力的である。就労支援から正社員採用まで、一貫した支援体制を整えることが必要だ。

だが、もし正社員になれたとしても、勤務時間が長く、子どもを保育所や学童保育に預けっぱなしにすることで、やっと経済的な自立を果たせたとしたら、それは親にとっても、子どもにとっても望ましいことではないだろう。子どもと母親の時間が減ってしまっただけは元も子もないのだ。そのため、シングルマザーが仕事と家庭の両立ができるような、企業からの配慮が必要だ。また、この配慮があることで出産を機に仕事を辞める女性も減っていくだろう。職場内で互いに支え合いながら、柔軟に仕事と家庭のバランスを調整できるような環境にしていくことはシングルマザーだけでなく、男性社員も女性社員も誰もが働きやすい職場につながる。

#### 4.1.4 包摂型支援

最後にシングルマザーを一人も取りこぼさず包摂するためにしなければならない支援を考える。

まず一つ目は、支援をより手軽で身近なものにさせるために、ワンストップで支援が受けられるような体制を整えることだ。支援を受ける際の手間を無くすことで、多くのシングルマザーがより支援を身近に感じることができ、時間がないために本当は受けられる支援を受けられないということにならないで済む。一括で全ての手続きが済むようになることが望ましい。

二つ目は、シングルマザーのニーズを把握するため、民間と協力し合うことだ。行政の支援についてまとめていて感じたのは、行政の支援がシングルマザーの実情とあまりリンクしていないのではないのかという疑問だ。民間団体のしんぐるまざあず・ふぉーらむは、シングルマザーの当事者が運営しているからか、シングルマザーが本当に必要なことを理解し、行政ができないような多角的な視点から支援を実行に移していた。こうした民間団体のシングルマザーに寄り添った柔軟な発想から学ぶことで、行政の支援はよりよいものになり、今まで支援からこぼれ落ちてしまっていたシングルマザーを支えることもできるのではないだろうか。

三つ目は支援情報を発信し、周知させることの必要性だ。支援があってもシングルマザーの元に届かなかつたら意味をなさない。支援についての情報発信の場やツールが必要だ。情報発信の場としては、しんぐるまざあず・ふぉーらむのシンママカフェ・ほっとサロンのような、気軽に足を運ぶことのできるシングルマザー同士の交流の場が理想的だろう。行政においても似たような情報交換をする事業は存在している。しかし、シンママカフェ・ほっとサロンのような相談会が開かれている自治体もある一方で、子どもと一緒にパン作りをする、遊園地に行くなどのイベントを情報交換事業として行っている自治体も多かった。イベント形式の方がシングルマザーの参加に対するハードルは低くなり、より気軽に参加することができる利点もある。しかし、このような子どもと一緒に参加する楽

しげなイベントの中で、ひとり親が互いの悩みを打ち明け、相談し、知っている情報を教え合うという情報交換がどれだけなされているのだろうか。そういったシングルマザーと子どもと一緒に参加できるイベントを開催するのももちろん良いが、シンママカフェ・ほっとサロンのように、子どもを無料の託児に預けて、子どものことを気にすることなく自分の悩みを打ち明けられることで、出てくる本音があるのではないか。また、実際に支援を使ったシングルマザーからの経験を踏まえた話を聞けることは、他のシングルマザーが支援を受ける際のハードルを低くすることにもつながり、非常に有意義なものになるだろう。シングルマザーと子どもが参加できるイベントの開催だけに留まらず、シンママカフェ・ほっとサロンのような相談会も開催されるべきである。全国各地でこのような相談の場を作ることができれば、シングルマザーが孤立するのを防ぎ、さらに人間関係の「溜め」をなくし、今より貧困な状態にさせないことにつながる。加えて、そういった場に来ることのできないシングルマザーに対しては、支援についてホームページでわかりやすくまとめることはもちろん、SNS やフリーペーパー等で定期的に情報発信を行うなど、ひとり親が支援につながりやすいように情報発信し続けるべきである。

#### 4.2 今後の社会の在るべき姿—家族の形を再考する—

前節では、シングルマザー支援の在るべき姿について、様々な視点から改善策を検討した。しかし、そのようなより良い支援を作ったとしても、世間が「若くて働けるのに支援を受けたいなんて甘えている。もっと働けば良いのだ。」「離婚した自分がいけないのだから自己責任だ。」などといった偏見の目でシングルマザーを見てしまえば、シングルマザーは支援に手を伸ばすことすらできなくなる。シングルマザーたちは支援を受けることで、自分たちがより偏見の目で見られるのを恐れているのだ。そのため、このような状況では、シングルマザーの生きづらさは一向に改善していかない。ではどうすれば、シングルマザーの偏見を無くすことができるだろうか。

まず、私たちにもできることがある。それは固定概念や、噂にとらわれることなく、本当にそれが正しいのか疑うことだ。私も自分の家庭がふたり親であったために、シングルマザーに対してのステレオタイプがなかったと言うと嘘になる。今回、この論文を書くにあたり、シングルマザーについて学んでいくなかで、シングルマザーに対するステレオタイプや偏見、噂はほとんどの場合、勘違いであったことがわかった。周りが言っているから正しいと思わずに、一人ひとりが疑う気持ちを持つことで社会的偏見は今より少なくなるだろう。シングルマザーが生きやすい社会を築くために、私たちの意識も変えていくことが必要だ。

さらに、シングルマザーの偏見の根底にあるのは、やはり性別役割分業、男性稼ぎ主モデルから生まれた、ふたり親家庭が標準であるという考え方であり、生活保障システムの基準がふたり親家庭となっていることが問題だった。そのため、ふたり親家庭から逸脱した母子世帯は排除や差別の対象となり、ふたり親でないと生活や子育てが困難になってしまうのだ。しかし、現在のマジョリティは単身世帯であり、シングル化、未婚化が進んでいる。ふたり親家庭がマジョリティの時代はとうに過ぎ去っているのだ。(大森 2012:109) それにも関わらず、日本の生活保障システムは一向に変わることなく、ふたり

親家庭にメリットが多い制度のまま、ふたり親至上主義を貫いている。そこでシングルマザーの偏見を無くすためにも、やはり性別役割分業や男性稼ぎ主モデル、ふたり親家庭を中心とする生活保障システムから脱する必要があると考える。断っておくが、これは「男が外で働き、女が家を守る」という専業主婦としての女性の生き方を否定するわけではないし、女性活躍推進法のように女性を「家庭を守り、仕事でも管理職としてしっかり活躍する人」にさせ、そういった一つの生き方だけが正しいという潮流を作り、共働きを推奨しているわけでもない。デンマークのように多様な家族の形やライフスタイルを認め、尊重できる社会を築くべきだということだ。そうすることで、ふたり親でなければならないという考え方はなくなり、母子世帯だからといった理由で偏見の目で見られることも少なくなるだろう。

では、そのような多様な家族の形やライフスタイルを尊重できるような社会を築くには何が必要だろうか。ふたり親が標準である理由の一つに、ふたり親でないと子育てが難しいことが挙げられた。1章1節でも述べたようにふたり親家庭と比べ、母子世帯の状況は非常に厳しく、シングルマザーの子どもたちは多くのことを諦めていた。そのためどんな家族の形でも子育てが不自由なくできる社会を築くことで、ふたり親でなくてはならないという縛りから解放され、多様な家族の形を尊重できるのではないだろうか。

では、子育てが不自由なくできる社会にするには何が必要か。そこで私は4章1節1項で述べたように、経済的支援として子に対する個人単位の手厚い児童手当を行うべきであると考える。子は家族で育てるものではなく、社会全体で育てる意識を持つためにも、子に対する給付を今以上にしていくべきだ。法律婚、事実婚、未婚等の結婚の形や親の性別および人数、子の人数等に関わらず、子ども一人ひとりに対して不自由なく生活することのできる額の給付を行うことが必要である。財源には限りがあるので、何かしらの制限を設けなくてはならないかもしれないが、ふたり親だからできて、ひとり親だからできない等、家族の形によってできないことがあってはならない。支援が必要な子どもたちにとってしっかりと支援が届くためにも、できるだけ幅広い範囲をカバーできるような児童手当があるべきだ。そうすることでどんな家族であっても子育てが不自由なくできるようになり、ふたり親にこだわらず、母子世帯、父子世帯、セクシュアルマイノリティの家庭など様々な家族の形を選択できるようになる。偏見のない社会を作ることができるのではないだろうか。第3章2節4項でも少し述べたように、私自身もいずれは専業主婦として、家庭を守ることに徹したいと考えている。専業主婦と、仕事と家庭を両立している人、シングルマザー等のライフスタイルを比べて優劣をつけるのではなく、複数のライフスタイルから自らが望む道を選ぶことができる。そして、どんな道であったとしても子育てが可能であるため、自分が選ばなかったライフスタイルも尊重できる。そんな生き方に多様性のある社会を築いていくべきなのである。そして、そのためにはどんな生き方を選んだとしても子育てが不自由なくできるような手厚い児童手当がなくてはならないのだ。

このように、手厚い児童手当を行い、性別役割分業や男性稼ぎ主モデルを中心とした生活保障システムから脱することで、多様な家族の形やライフスタイルを尊重できる社会を築くことができるかもしれない。そんな社会はシングルマザーだけでなく、誰もが生きやすい社会であり、生きづらさを感じない社会であるはずだ。ふたり親家庭が標準であると

いう考え方を疑い、家族の形を再考することが、誰もが生きづらさを感じない社会を築く手がかりになるだろう。

## おわりに

シングルマザーの貧困問題、労働問題の現状および実際に行われている支援策の考察を通して、現在の支援の多くは改善が必要であり、幅広い面からシングルマザーに寄り添った支援を行っていくことが大切だとわかった。また、それと同時にシングルマザーへの偏見をなくすために、まずは私たちが今ある噂や固定概念を疑うこと、さらに多様な家族の形やライフスタイルを受け入れるためにも性別役割分業や男性稼ぎ主モデル、ふたり親家庭を標準とした生活保障システムから解放されることが必要であると述べ、それには手厚い児童手当を給付すべきであるという結論に至った。しかしながら、児童手当の額をいくりに設定するか、どんなデメリットやリスクが存在するかといった問題に関しては残された課題であり、今後考えていく必要があるだろう。

今回論文を執筆したことで、高校時代から関心のあったシングルマザーの貧困問題についてじっくりと考えることができたとともに、自分のこれからの生き方についても見直すことができた。噂や固定概念について疑いの目を持ち続けることはもちろん、自分以外の人の生き方を否定したりせず、多様なライフスタイルを尊重できる人間でありたいと思う。

## 参考・引用文献

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』 岩波書店
- \_\_\_\_\_, 2011, 『弱者の居場所がない世界—貧困・格差と社会的包摂』 講談社
- \_\_\_\_\_, 2014, 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』 岩波書店
- 赤石千衣子, 2014, 『ひとり親家庭』 岩波書店
- 奥田祥子, 2018, 『「女性活躍」に翻弄される人びと』 光文社
- 大沢真理, 2010, 『いまこそ考えたい 生活保障のしくみ』 岩波書店
- 大塚陽子, 2009, 「デンマークのシングルマザー政策」. 杉本貴代栄・森田明美編著『シングルマザーの暮らしと福祉政策—日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』 ミネルヴァ書房
- 大森順子, 2012, 「ひとり親家庭で子どもが育つということ」. 神原文子・NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ編著『ひとり親家庭を支援するために—その現実から支援策を学ぶ』 大阪大学出版会

- 神尾真知子・新谷真人・谷田部光一編著, 2017, 「2016年女性活躍推進法への企業対応に関する実態調査」『産業労働研究所』1169号. 6-31.
- 川口章, 2013, 『日本のジェンダーを考える』有斐閣
- 神原文子・NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ編著, 2012, 『ひとり親家庭を支援するために—その現実から支援策を学ぶ』大阪大学出版会
- 小杉礼子・原ひろみ「非正規雇用者のキャリア形成と政策対応」1-35. 小杉礼子・原ひろみ編著, 2011, 『非正規雇用のキャリア形成』勁草書房
- 駒川智子, 2018, 「地域経済における女性の就業—雇用者として働く、起業家として働く」『女性労働研究』62号. 98-113.
- 流石智子, 2016, 『日本の母子福祉—これからの母子家庭の幸せを考えるための本』あいり出版
- 水無田気流, 2014, 『シングルマザーの貧困』光文社
- 村尾祐美子, 2018, 「「社会の目」を通じた組織内ジェンダー格差是正の可能性—女性活躍推進企業データベース活用の提案」『女性労働研究』62号. 114-127
- 森田明美, 2009, 「日本のシングルマザー政策」. 杉本貴代栄・森田明美編著『シングルマザーの暮らしと福祉政策—日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査—』ミネルヴァ書房
- 湯浅誠, 2008, 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波書店
- 吉田可奈, 2015, 『シングルマザー、家を買う』扶桑社
- NHK「女性の貧困」取材班, 2014, 『女性たちの貧困“新たな連鎖”の衝撃』幻冬舎
- 厚生労働省, 2014, 『平成26年 女性の活躍促進をめぐる動きについて』  
[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000037166\\_1\\_2\\_2\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000037166_1_2_2_1.pdf) (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2017a, 『平成28年度 国民生活基礎調査の概況』  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf> (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2017b, 『平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告』  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000190327.pdf> (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2017c, 『平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要』  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188182.pdf> (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2018, 『平成29年度 国民生活基礎調査の概況』  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa17/dl/10.pdf> (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2019a, 『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要』  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000095826.pdf> (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2019b, 『令和元年8月分 被保護者調査』  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2019/dl/08-01.pdf> (2019. 12. 10)

- 厚生労働省子ども家庭局, 2018, 『「病児保育事業実施について」の一部改正について』  
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h310329/byouji\\_jigyoo.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h310329/byouji_jigyoo.pdf) (2019. 12. 13)
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課, 2018, 『平成 30 年 ひとり親家庭等の支援について』  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000205463.pdf> (2019. 12. 10)
- 首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター, 2018, 『平成 28 年度 東京都受託事業「子供の生活実態調査」詳細分析報告書』  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/jittaityousabunseki.files/zentaiban.pdf> (2019. 12. 10)
- しんぐるまざあず・ふぉーらむ, 2018, 『アニュアルレポート 2018』  
[https://www.single-mama.com/wp/wp-content/uploads/2019/06/SMFannual2018-\\_0611.pdf](https://www.single-mama.com/wp/wp-content/uploads/2019/06/SMFannual2018-_0611.pdf) (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2019a, 『新入学お祝い金事業および入学後受給者調査報告書』  
[https://www.single-mama.com/wp/wp-content/uploads/2019/11/oiwaihoukoku\\_191127\\_cut.pdf](https://www.single-mama.com/wp/wp-content/uploads/2019/11/oiwaihoukoku_191127_cut.pdf) (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2019b, 『しんぐるまざあず・ふぉーらむレポート 2019. 12』  
[https://www.single-mama.com/wp/wp-content/uploads/2019/11/SMF\\_report\\_1912.pdf](https://www.single-mama.com/wp/wp-content/uploads/2019/11/SMF_report_1912.pdf) (2019. 12. 10)
- 総務省, 2013, 『平成 24 年 就業構造基本調査』  
<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf> (2019. 12. 10)
- 田宮遊子・四方理人, 2007, 『母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から』  
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624405.pdf> (2019. 12. 10)
- 内閣府, 2012, 『平成 23 年度 親と子の生活意識に関する調査』  
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h23/pdf/zenbun/3-1.pdf> (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2018, 『平成 30 年度 子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況』  
[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h30\\_joukyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h30_joukyo.pdf) (2019. 12. 10)
- もやい, 2014, 『これで研修・授業・講座ができる！ 貧困問題レクチャーマニュアル』  
[https://www.npomoyai.or.jp/downloadarchive/hinkonlec\\_3.pdf](https://www.npomoyai.or.jp/downloadarchive/hinkonlec_3.pdf) (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2016, 『困ったときに使える最後のセーフティネット活用ガイド』  
[https://www.npomoyai.or.jp/wp-content/uploads/2015/04/seiho-guide\\_3.pdf](https://www.npomoyai.or.jp/wp-content/uploads/2015/04/seiho-guide_3.pdf) (2019. 12. 10)
- 文部科学省国立教育政策研究所, 2017, 『平成 29 年度 全国学力・学習状況調査』  
[http://www.nier.go.jp/17chousakekkahoukoku/report/data/17qn\\_04.pdf](http://www.nier.go.jp/17chousakekkahoukoku/report/data/17qn_04.pdf) (2019. 12. 10)
- 労働政策研究・研修機構, 2012, 『平成 23 年 11 月調査 子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査—世帯類型別にみた「子育て」、「就業」と「貧困問題」』  
<https://www.jil.go.jp/press/documents/20120229.pdf> (2019. 12. 10)
- \_\_\_\_\_, 2017, 『第 4 回(2016) 子育て世帯全国調査』  
<https://www.jil.go.jp/press/documents/20170914.pdf> (2019. 12. 10)